

○ 条例制定の手法

☆ 「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正

【条例案の書出しのイメージ】

議提議案第〇号

差別を解消し、許さない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）案
右提出する。

令和 年 月 日

提出者 差別解消を目指す条例検討調査特別委員長 北川 裕之
差別を解消し、許さない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）
人権が尊重される三重をつくる条例（平成九年三重県条例第五十一号）の全部を
改正する。

（目次、前文、各本条に続く）

【趣旨】

既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」との継続性を重視し、それをベースとしつつ、規定の追加等を大幅に行うこととなるため、条例制定の手法としては、「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正を採用します。

なお、法制執務上、制定する条例の題名は「人権が尊重される三重をつくる条例の全部を改正する条例」ではなく、改正後の新しい条例の題名（「差別を解消し、許さない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）」）となります。

○ 条例の題名

差別を解消し、許さない人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）

【趣旨】

既存の「人権が尊重される三重をつくる条例」（既存条例）をベースとしつつ、「差別を解消し、許さない」という文言を冒頭に加えることとしています。これは、不当な差別を解消することが重要であるとの認識の下、条例本文前文とも整合をとり、「差別を解消する許さない」という条例としての意思を表明することを意図したものである。

なお、不当な差別以外の人権問題の解消については、「人権が尊重される」という部分で言い表しており、決して題名として条例の対象を限定するという趣旨ではありません。また、条例本文では、「不当な差別」という用語を用いていますが、題名では、端的に県民等に分かりやすい表現とするという観点から、単に「差別」としています。

4 「人権県宣言を決議」

民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、我が国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、「人権県宣言」を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。

以上、決議する。

平成2年3月23日 三重県議会

5 「これらの人権問題については、人権侵害行為を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、人権侵害行為を行った者等がその責任を負わなければならない」

「人権侵害行為を受けた者等」の「等」は、人権侵害行為には該当しない人権問題の当事者として、貧困に陥っている者などを想定したものであり、「人権侵害行為を行った者等」の「等」は、人権侵害行為には該当しない人権問題に社会的な責任を負う者として、方針決定の場への参画を独占している男性などを想定したものです。

また、ここでいう「(これらの人権問題の) 解決の責任」は、不当な差別などの人権問題全般の解決の責任ではなく、それぞれの人権侵害行為を行った者等に起因する個々の人権問題の解決の責任を指しており、この部分は、その責任は第一義的にその原因者等が負うべきという趣旨を述べたものです。

6 「不当な差別その他の人権問題」

本条例では、全体として「不当な差別その他の人権問題」という用語を使用しています。これは、不当な差別を解消することが重要であるという認識の下、どの条文においても不当な差別を念頭に置いていることを明示するためであり、決して条例の対象となる人権問題を限定するという趣旨ではありません。

8 「権利利益」

「権利利益」という用語は、人権侵害行為の禁止に関する規定のある法律や条例（障害者基本法、三重県感染症対策条例等）において一般的に用いられていることから採用したのですが、基本的には、人権と同じ意味であると考えられます。なお、ここでいう「利益」とは、名誉感情や平穩に生活する利益などの法律上保護される利益を指しています。

〔第2号・第3号関係〕

9 集団や不特定多数の者を対象とする差別的言動等について

一般的に不特定多数の者に対する行為は、被害者が特定されないので、人権侵害行為には該当しないとされており、そのような趣旨の国会答弁もされていますが、法務省の「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について（依命通知）」を参考にすると、集団や不特定多数の者が差別的言動等の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、「不当な差別」あるいは「人権侵害行為」に該当すると解されると考えられます。

なお、「その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなどの具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）」かどうかについては、「当該差別的言動等は、当該集団等に属する者であれば精神的苦痛等を受けるような性質のものであった」といえるか否かを社会通念に照らして客観的に判断することになると考えられます。

〔第4号関係〕

10-9 「人権問題」

「人権問題」については、既存条例における「人権に関する問題」と同内容であり、直接的に人権を侵害する行為としての「人権侵害行為」より包括的な概念として用いています。例えば、人権に関する社会的な問題（貧困、方針決定の場への女性の参画が十分でないという課題、高齢者の介護問題など）や国際的な人権に関する問題（飢餓、紛争、環境問題など）などが含まれます。

(基本理念)

第三条 不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
- 二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。
- 三 不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
- 四 人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
- 五 人権侵害行為を行った者がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者の心情等を理解することを社会として促進すること。
- 六 人権侵害行為を受けた者が当該人権侵害行為に係る困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
- 七 不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

第四条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

- 2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

【趣旨】

本条例では、基本理念を「人権施策及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動の推進に当たっての基本理念」（第3条）と「不当な差別をはじめとする人権侵害行為等の禁止」（第4条）とで構成しています。

第3条では、本条例に基づく人権施策や県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動の推進に当たっての基本理念として、社会のあらゆる分野において人権が尊重されること（第1号）、対話を通じて不当な差別等の人権問題の解消を図ることが重要であること（第2号）など、7点を掲げています。

第4条では、基本理念として、不当な差別をはじめとする人権侵害行為等の禁止について規定しています。これは、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」や「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」などに倣ったものです。

【解説】

〔第3条関係〕

1 「事業者」

第7条（事業者の責務）における「事業者」を含め、本条例における「事業者」は、一般的な意味の「事業者」として、国、地方公共団体等を除く、商業、工業等の事業を行う団体や個人を想定したものです。

〔第3条第3号関係〕

2-1 「不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等」

いわゆる「社会的障壁」の考え方を示したものです。例えば、性別による差別に関するものとして、公立高校の男女別定員制、女性職員がお茶くみを行うという職場の慣行、男女の固定的な役割分担意識などが挙げられます。

〔第3条第7号関係〕

3-2 「多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会」

これは、SDGs（持続可能な開発目標）を達成することにより目指す社会をイメージしたものです。第7号は、そのような社会の実現のためには、不当な差別などの人権問題の解消が不可欠であるという考え方を踏まえたものです。

〔第4条第1項関係〕

4-3 「不当な差別をはじめとする人権侵害行為」

第1項で禁止される「不当な差別をはじめとする人権侵害行為」には、不当な差別的取扱いや不当な差別的言動といった不当な差別のほか、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、^{ひぼう}誹謗中傷、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、パワー・ハラスメント、体罰などの人権侵害行為が含まれます。また、対象者の同意のない人種等の属性についての情報収集等や、本人の同意のない属性の暴露も、プライバシーの侵害や人格権の侵害として禁止の対象となります。¹（第2条参照）

〔第4条第2項関係〕

5-4 人種等の属性の識別情報の摘示行為の禁止について

第2項は、被害者が特定されないという点で直接的には人権侵害行為自体には該当しないと考えられるものの人権侵害行為を助長・誘発するおそれが高い行為として、「人権侵害行為を助長・誘発する目的で不特定多数の者が共通の人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為」（いわゆる「部落地名総鑑」の発行・配布など）の禁止について規定するものです。

摘示行為の手段としては、文書の頒布、掲示、インターネットへの書込みなどが想定されます。

なお、被差別部落に関する識別情報の摘示行為については、法務省の「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」等に鑑みると、どのような目的をうたっているかにかかわらず、人権侵害行為の助長・誘発目的が強く推認されるものであると考えられます。

¹ なお、プライバシーの侵害、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、対象者の同意のない人種等の属性についての情報収集等、本人の同意のない属性の暴露などは、「不当な差別」にもなり得ます。

第三章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

第一節 相談体制

第十二条 県は、不当な差別その他の人権侵害行為を受けた者、その家族その他の者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。

2 県は、前項の相談（以下単に「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。

二 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 県は、第二項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

【趣旨】

「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」として、まず「相談体制」について規定しています。

県は人権侵害行為を受けた者等からの人権侵害行為などの人権問題に関する相談に応じなければならないこととし（第1項）、相談があったときの県の業務を規定しています（第2項）。なお、県において相談に応ずる者が非正規の場合も想定されることから、守秘義務に関し規定しています（第3項）。

また、県は、相談業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員確保と相談に応ずる者に対する必要な研修を行うことを規定しています（第4項）。

【解説】

〔第1項関係〕

1 相談をすることができる者について

相談については、限定を設けることなく幅広く受け入れるべきであることから、不当な差別などの人権侵害行為を受けた者やその家族を例示しつつ、「その他の者」で受けることで、幅広い者が相談をすることができることを示しています。

なお、ヘイトスピーチをはじめとする不当な差別等を目撃等した者も相談をすることができる者に含まれ、そういう者からの相談があった場合も、助言や調査、関係機関への通報などの必要な対応がとられることが想定されます。

2 相談の対象事案について

相談の対象は、幅広く「人権侵害行為その他の人権問題」全般としています。

3 相談に対応する県の機関について

相談される事案は様々であると想定されることから、特定の相談員といったポストを設けて相談業務を担わせることはしておらず、本条例における相談は、人権センターをはじめとして、それぞれの事案に応じた県の機関（児童相談所、

みえ外国人相談サポートセンター、女性相談所など）が応じ、それぞれの機関で適切に対応することを想定しています。

〔第2項関係〕

4 相談があったときの県の業務について

相談があったときの県の業務については、様々な事案の状況に応じた適切な対応をすることが求められることから、柔軟に対応することができるよう、1) 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと（第2項第1号）、2) 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと（同項第2号）としています。

第1号の「助言」、「調査」、「関係者間の調整」は、「必要な対応」の例示であり、それぞれの事案に即して、相談者の要望も踏まえ、相談を受けた機関が適切な対応を選択することになると考えられます。また、「必要な対応」には、相談者からの相談内容を相談者に寄り添って丁寧に傾聴すること、相談者のつらさや痛みに共感すること、相談者との対話により課題や解決の方向性等を明確にしていくことなどが当然に含まれます。相談対応に当たっては、第3条第2号の基本理念を踏まえ、対話を重視し、相談者に寄り添った対応を行うことが期待されます。

なお、単純な金銭、騒音、日照等に関するトラブルの相談については、県の相談機関で調査や関係者間の調整を行うことは想定しておらず、そういう相談があった場合には、しかるべき機関の紹介等の助言を行うことなどの対応が想定されます。また、国際的な人権問題に関する相談についても、県の相談機関で調査や関係者間の調整を行うことは想定しておらず、そういう相談があった場合には、国の取組等の情報提供を行うなどの対応が想定されます。

さらになお、第2項の規定は、相談対応として関係者間の調整等を行っていく中で、調整等を繰り返しても相手方が相談者の意向を受け入れないことが明らかな場合、相談者が相談内容に関して訴訟を提起した場合、調整に係る関係者が所在不明となった場合など、関係者間の調整等を継続することが困難と判断される場合に重ねて同様の対応を求めるものではありません。また、不当な差別に係る相談事案において、相談対応の継続が困難と判断される場合に、相談者に対し、助言・説示・あっせんの申立て（第13条第1項）を促すことも「必要な対応」に含まれます（ただし、当該申立ては、不当な差別を受けた者の意思に反してすることはできない（第13条第3項）ことには留意が必要です。）。

5 「助言」

「助言」とは、ある者に対し、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することであり、例えば、相談者等に対し、専門機関や関係制度を紹介することや、相談対象事案の問題点を指摘し、解決の方向を示すことなどが考えられます。

6 「調査」

相談対応における「調査」には、事実関係を明らかにするための様々な取組が想定され、相談者に対する事実経過に関する聴取り、相手方への聴取り、差別落書き等についての現地確認、インターネット上での差別書込みの確認などが含まれると考えられます。ただし、相手方への聴取りは、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られるような場合であることが必要であると考えられます。

7 「関係者間の調整」

相談対応における「関係者間の調整」は、差別事案の解決に向けて、相談者と相談者以外の関係者との間を取り持つことであり、相談者以外の者との様々な調整が想定され、専門機関への取次ぎ、相手方への相談者の意向の伝達、子どもや高齢者等が当事者である場合の保護者への連絡、差別落書き等についての施設管理者への連絡などが含まれると考えられます。ただし、相手方への相談者の意向の伝達は、相談者が望んでおり、かつ、相手方の協力が得られるような場合であることが必要であると考えられます。

〔第4項関係〕

8 相談対応に係る人員の確保・育成について

特に、人権相談に関する県の拠点的機関である人権センターの人員の確保・育成が不可欠であると考えられます期待されます。

第二節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

(助言、説示及びあっせんの申立て)

第十三条 不当な差別を受けた者（属性情報収集等の対象となった者を含む。第三項において同じ。）、その家族その他の関係者は、不当な差別（属性情報収集等を含む。以下この節において同じ。）に係る紛争（以下「差別事案」という。）に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であつて、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。

3 不当な差別を受けた者の家族その他の関係者は、不当な差別を受けた者の意思に反して第一項の申立てをすることができない。

4 第一項の申立ては、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

一 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。

二 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。

三 法令（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）を除く。）に基づくあっせん、調停又は和解の仲介の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。

四三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出をすることができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。

五四 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成三十年三重県条例第六十九号）第十八条第一項の申立てをすることができるものであること。

六五 行為の日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであること。

七六 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

八七 差別事案に係る相手方（以下単に「相手方」という。）が不明であるものであること。

【趣旨】

相談体制の次の段階の「不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備」として、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」（障がい者差別解消条例）の「紛争の解決を図るための体制」を参考にして、「不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」（紛争解決体制）について規定しています。

その趣旨は、これまでの相手方への介入を前提としない相談対応だけでは十分に解決されることが困難であった不当な差別に係る紛争について、相談の次の段階の措置として、条例に基づき、知事が相手方に対して調査の上で、助言・説示・あっ

4 「説示」

「説示」とは、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示することです。「説示」も広い意味で「助言」に含まれる概念であるとは考えられますが、「助言」はアドバイスとしての意味合いが強いものなのに対して、「説示」は「反省を促す」という意味合いがあるという点に違いがあるという認識から、区別して規定しています。

5 「あっせん」

「あっせん」とは、当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度であり、具体的には、双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けての方針や解決案（あっせん案）の提示などが行われます。「助言」と異なり、「あっせん」の場合には、具体的な解決案の提示までなされることとなります。

6 「相談を経てもその解決が期待できないと認められるとき」

「相談を経てもその解決が期待できないと認められるとき」は、最低限、申立人等が既に県の相談機関に相談していることを要しますが、解決が期待できないかどうかの判断は一義的には申立人が行い、申立てが行われることになると考えられます。

ただし、知事において申立て内容を精査し、「相談による対応が十分尽くされていない」と判断する場合は、「助言、説示又はあっせんを行うことが適当でない」と認められるとき（第14条第1項ただし書）に該当するとして、差し戻すことができると考えられます。

〔第2項関係〕

7 「正当な理由」

「正当な理由」に相当するのは、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長等するおそれがあるものの収集等を行うことが、法令上の義務に基づいて適切に行われた場合など、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合であると考えられます。

例えば、労働安全衛生法に基づき、従業員の健康の保持増進のため、事業者がその従業員の疾病に関する情報を健康診断によって収集・把握する場合などが想定されます。

〔第4項関係〕

8 助言・説示・あっせんの申立ての除外事由について

助言・説示・あっせんの申立ての除外事由については、法律や他の条例に基づく類似の仕組みとの重複を避けるという観点から第1号から第5-4号までを掲げ、差別事案の発生から長期間経過すると事実の確認などが困難になることを考慮して、民法の不法行為の時効期間を参考にした障がい者差別解消条例の規定に倣って第6-5号を掲げ、犯罪捜査への支障が生じないよう第7-6号を掲げ、助言・説示・あっせんが実際上困難であることと考えられることから第8-7号を掲げることとしています。

なお、紛争解決体制の仕組みは、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続と趣旨が重複する面がありますが、県民等にとってより身近な県において紛争解決の仕組みを設けることで、不当な差別により困難を抱えている県民等の問題解決に向けた選択肢を増やすという意義があると考えられることから、並行して仕組みを設けることとしており、法務省の人権侵犯事件の調査処理手続はあくまで訓令に基づき実施されている行政指導的な取組であるため、同手続が行われている（又は、行われていた）ことは申立ての除外事由とはしていません。

9 「法令（民事調停法（……）を除く。）に基づくあっせん、調停又は和解の仲介の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。」

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づくあっせん、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に基づく調停、「独立行政法人国民生活センター法」に基づく和解の仲介などの法令に基づくあっせん等は、本条例に基づく紛争解決体制と類似する仕組みであり、より専門的な対応が期待できることから、それらの申請や申立てを行うことができる紛争に関する事案については、本条例に基づく申立ての対象から除外することとしています。

なお、民事調停法に基づく調停は、その対象が「民事に関する紛争」と広範に過ぎること等を考慮し、その対象となる事案を除外することとはしていません。また、法令に基づく仲裁についても、あっせん等より裁判に類似した仕組みであるため、その対象となる事案を除外することとはしていません。

10-9 「行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。」

行政不服審査法に基づく手続は、処分に関与していない等の要件を満たす審理員による審理や第三者機関である行政不服審査会への諮問が行われるなど手厚い仕組みが設けられているため、同法の対象となる事案については、助言・説示・あっせんの申立ての仕組みよりも同法に基づく手続を優先させることが適当と考えられるため、除外することとしています。また、行政不服審査法の手続に類似する法令に基づく不服申立て等の対象となる事案も同様に除外することとしています。

なお、「することができる」ということなので、不服申立て等がされているか否かにかかわらず、その対象になり得る差別事案は申立ての除外対象となります。

「行政庁の処分その他公権力の行使」に関する差別事案としては、特定の属性を理由とする公の施設の利用拒否などが想定されますが、役所の窓口等での公務員による住民に対する差別的言動などは、「行政庁の処分その他公権力の行使」には当たらず、申立てを行うことが可能です。

「法令に基づく（……）苦情の申出を行うことができる（……）職員の職務執行」としては、都道府県警察の職員の職務執行についての都道府県公安委員会への苦情の申出（警察法第79条）などが考えられます。

1140 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（…）第十八条第一項の申立てを行うことができるものであること。」

第四章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

(人権教育及び人権啓発)

第十九条 県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うものとする。

2 県は、市町、関係機関等と連携し、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念に対する理解を深め、不当な差別その他の人権問題の発生を防止するため、必要な人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に係る当事者がその困難を克服することを支援するため、人権侵害行為による被害に係る支援に関する制度の周知その他の人権啓発を積極的に行うものとする。

4 前三項の人権教育及び人権啓発（次項において単に「人権教育及び人権啓発」という。）は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、当該人権教育及び人権啓発に係る内容に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性^{かん}の涵養を旨として行われなければならない。

5 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

【趣旨】

本条は、人権教育・人権啓発とそのための人材の育成・確保について規定したものです。

【解説】

〔第1項～第3項関係〕

1 人権教育・人権啓発の内容について

人権教育・人権啓発の内容の具体例としては、①なぜ不当な差別などの人権問題が発生するのかという構造的要因を考えることを促す教育・啓発、②世界人権宣言・人権に関する諸条約・人権に関する法令や条例についての認知度向上を図り、それらの内容理解を深める教育・啓発、③不当な差別などの人権問題の解消に当たっての社会的障壁を改善していくことの意識付けを図る教育・啓発などが想定されます。

~~—人権教育・人権啓発の内容には、第3条第3号の基本理念を踏まえ、不当な差別などの人権問題の解消に当たっての社会的障壁を改善していくことの意識付けも含まれます。~~

2 「学校教育等」

「学校教育等」には、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校での教育のほか、幼稚園や保育所での就学前教育、社会教育などが含まれます。

(災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為の防止等)

第二十四条 県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、災害その他緊急事態発生時において人権侵害行為の防止や人権尊重のために必要な措置を講ずることについて規定したものです。

【解説】

1 「災害その他緊急事態の発生時」

自然災害の発生時だけでなく、感染症の流行や他国からの武力攻撃などの県民の生命・財産を脅かすおそれのある事態の発生時も対象とするため、「災害その他緊急事態の発生時」としています。なお、大規模ではない災害の発生時も対象とすべきであるところ、大規模ではない災害が「緊急事態」といえるかには疑義があるため、本条では「災害」と「緊急事態」を並列させる表現として「災害その他緊急事態」を用いています。

2 「必要な措置」

「必要な措置」の例示としては、「人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策」、すなわち人権侵害行為につながるデマの防止対策を挙げています。他に想定されるものとしては、災害等の発生時に起こり得る人権侵害行為等やそれを防止するための取組についての周知、配慮が必要な属性を有する者（障がい者、外国人など）に対する避難所における配慮に関する措置などが想定されます。

なお、「必要な措置」には、災害等の発生時に避難所等で実際に行う取組だけでなく、災害等の発生時における人権侵害行為等を未然に防止するために平時から行う啓発等の取組も含まれます。

3 災害等の発生時の行方不明者の氏名公表等について

本条は、災害等の発生時における人権侵害行為の防止や人権の尊重のために必要な措置を求めるものであり、個人情報保護もその内容に含まれ得るところですが、救命救助に必要な場合に行方不明者の氏名公表等が行われることを妨げるものではありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、令和五年四月一日から施行する。

【趣旨】

本項は、本条例の施行期日について定めたものです。

本条例は、原則として公布の日から施行することとしていますが、第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）の規定については、人員の確保や組織体制の整備などの準備に一定の時間を要すると考えられることから、令和5年4月1日から施行することとしています。

なお、あくまで本条例に基づく相談体制について令和5年4月1日から施行するということであり、それまでの間においても、従来からの県の相談機関による人権問題に関する相談対応は行われることが前提です。

(準備行為)

- 2 調整委員会の委員の選任のために必要な行為その他の第三章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の前においても行うことができる。

【趣旨】

第3章（不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備）の規定は原則的な施行日から遅れて令和5年4月1日から施行することとしていますが、当該規定の施行時に、相談体制や紛争解決体制を速やかに発足させるためには、調整委員会の委員の任命などを事前に進めておく必要があるため、第3章の規定を施行する前から準備作業を行えることとしています。

(人権施策基本方針に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の人権が尊重される三重をつくる条例（附則第五項において「旧条例」という。）第五条第一項の規定に基づく人権施策基本方針は、この条例による改正後の差別を解消し、~~のない~~人権が尊重される三重をつくる条例（仮称）（次項及び附則第五項において「新条例」という。）第十一条第一項の規定に基づく人権施策基本方針が定められるまでの間、同項の規定に基づく人権施策基本方針とみなす。

【趣旨】

新条例に基づく人権施策基本方針を策定するには一定の時間を要すると考えられることから、新条例に基づく人権施策基本方針が策定されるまでの間は、既存条例に基づく現行の人権施策基本方針を新条例に基づく人権施策基本方針とみなすことで、人権施策の実施に当たって、切れ目なく柔軟に対応できるようにしています。